

乗務員タブレット端末の導入に関する申し入れ 申19号 を行う!

会社は、異常時の業務フローを簡素化し、効率的な乗務員操配作業や乗務員の携行品を軽量化するとして、全ての乗務員区所において「乗務員タブレット端末」の導入を行うとしています。

これまで新宿運輸区において試行してきましたが、新たな設備やシステムの導入を行うにあたって、使用にかかわる制限や、取扱いに関する事柄など、不明点をはっきりさせるため交渉します。

申し入れ項目

1. 乗務員用タブレット端末導入目的として示された3点の活用方法以外に検討している機能について明らかにすること。また、新たな機能追加をおこなう場合は、労使で議論した上で実施すること。
2. 乗務員用タブレット端末使用開始に伴い、業務用携帯電話との関連性を明らかにすること。
3. 担当列車変更時の時刻表送付により「異常時の業務フローを簡素化する。」とあるが、簡素化される根拠と、具体的な取扱いフローを明らかにすること。
4. 各支社で先行導入箇所を選定した理由を明らかにすること。
5. 全支社・全乗務員区所に拡大する際は、一斉に使用開始できる体制とすること。
6. 一旦、時刻表転送機能によりデータ受信した後、乗務員用タブレット端末が故障した場合の取扱いを明確にすること。
7. 乗務員への確実な教育訓練はもとより、データ送信する側の各乗務員区所の当直助役に対する周知徹底を行った上で導入すること。